

第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第12回宮城県危機管理対策本部会議
議事録

日時：令和2年11月4日（水）午前10時から
場所：行政庁舎4階 特別会議室

（危機管理監）

ただいまから、第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第12回宮城県危機管理対策本部会議を開催します。

議事進行を本部長である村井知事をお願いいたします。

（本部長：知事）

それでは、「1 最近の新型コロナウイルス感染症患者発生状況について」、保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料1について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明について、質問はありますか。（質問なし）

次に、「2 これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る今後の重点的な取組について」、保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料2について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明について、質問はありますか。（質問なし）

次に、「3 本県における今後の新型コロナウイルス感染症対策について」のうち、「(1) 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備について」、保健福祉部長から説明願います。

（保健福祉部長）

< 資料3について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの説明について、質問はありますか。（質問なし）

受信・相談センターというのは、電話で相談することになるのですが、現在ある県・仙台市コールセンターと電話番号は同じですか。

（保健福祉部長）

現在と同じになります。

(本部長：知事)

マスコミの皆さん、ぜひ県民の皆さんに伝えていただきたいのは、「発熱があった場合は、かかりつけ医に電話で相談する。」、かかりつけ医に直接行かないようお願いしたい。

「かかりつけ医がない又はどこに相談したらよいか分からない場合は、県・仙台市コールセンターに今まで通り電話してください。」。

県・仙台市コールセンターという名前ではなく、受診・相談センターという名前に変わっていますが、基本的には同じです。

「必ず電話で相談するように」と報道願います。よろしいでしょうか。

次に、「(2) 病床確保計画及び「みやぎアラート」の見直しについて」、保健福祉部長から説明してください。

(保健福祉部長)

< 資料4について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明について、質問はありますか。(質問なし)

病床確保計画というのは、今月中に県内主要病院長会議を開催して決定するということですね。

(保健福祉部長)

はい、そのように考えております。

(本部長：知事)

まだ若干余裕があるということもありますので、今月中にしっかりとしたものを取りまとめるといふ事でありませう。よろしいでしょうか。

次に、「(3) 「今後の検査体制について」、保健福祉部長から説明してください。

(保健福祉部長)

< 資料5について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明について、質問はありますか。

(宮城県医師会長)

補足いたします。

今年に限っては、インフルエンザの検体を(鼻から)取らなくても、臨床症状だけでインフルエンザの薬を出すことが認められていることを御理解願います。

(本部長：知事)

よろしいでしょうか。

次に、「4 その他の、(1) 感染防止対策を踏まえた県内の経済活動について」、経済商工観光部長から説明してください。

(経済商工観光部長)

< 資料6について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明について、質問はありますか。(質問なし)

本日は宮城県医師会の佐藤会長にご出席いただいておりますので、ご意見をいただいた上で、県の対応を決定したいと思います。

それでは、佐藤会長からご意見をお願いします。

(県医師会長)

先ほど知事からも御紹介がありましたように、かかりつけ医による初期医療体制を各地域の実情に応じて構築されました。発熱患者さんを診る医療機関は418施設となっており、これは全国的にも早い体制構築となっています。また、入院に関しましても先ほど御案内がありましたとおり、主要病院長会議を開催すると聞いております。

このように、私たち医療人は、秋冬の繁忙期に対する外来・入院体制を構築しておりますが、一番肝心なことは、新型コロナウイルスに感染しないように、宮城県民ひとりひとりがもう一度気を引き締めて予防策をとることだと思っております。

一昨日の感染症者数は、宮城県は全国で5番目でした。非常に危機的な状況だと我々は考えております。

仙台市民を含む宮城県民の皆さま方をお願い申し上げますが、是非もう一度、感染予防策を真剣になって行っていただきたいと思っております。

(本部長：知事)

どうもありがとうございました。

それでは、本県の今後の対策については、以上のとおりで決定します。御異議ありませんか。(異議なし)

(本部長：知事)

その他に発言があればお願いします。(発言なし)

最後になりましたが、仙台市の木村危機管理監から一言お願いします。

(仙台市危機管理監)

本市におきましては、この間、接待を伴う飲食店や専門学校、更には高齢者施設等におきまして複数のクラスターが発生しており、感染の早期封じ込めを図るため検査対象者のPCR検査や、積極的疫学調査に全力を挙げているところです。

また、本市職員においても感染が確認されているところであり、感染防止対策の徹底を改めて指示しております。

専門学校のクラスターに関連しましては、市内の大学や専門学校等に、学生や職員の皆さんへ感染予防対策の周知を文書(10月27日付)でお願いしましたほか、10月30日には、留学生が在籍いたします大学や専門学校等の皆さまに集まっていただき、専門家からご講演をいただきまして、その後、意見交換を行ったところでございます。

また、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けては、市内事業者の感染防止対策を後押しすることを目的に感染防止対策奨励金を支給することといたしまして、既に受付を開始しておりますが、この制度の説明会の中でも、専門家の先生から事業者の皆様向けに感染防止対策についてお話をさせていただいております。

現在の仙台市内の感染状況は大変厳しく受け止めておりますが、今後とも、宮城県の皆様と連携、協力の下で、感染防止対策に全力を挙げてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(本部長：知事)

それでは、次回の本部会議でございますが、腹案はありますでしょうか。

(保健福祉部長)

現在、国からは11月末までのイベントの開催制限が示されております。12月以降の方針について国から方針が示された場合、あるいは新型コロナウイルス感染症の状況に大きな変化があった場合については、御相談の上、開催したいと考えます。

(本部長：知事)

それでは大きな変化がなければ11月末の開催に決定したいと思いますが、みなさん、よろしいでしょうか。(異議なし)

それでは以上で、議事を終了します。

(危機管理監)

以上で第15回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第12回宮城県危機管理対策本部会議を終了いたします。